

お 知 ら せ

下記ご案内は、四国中央市民の場合です。住所が四国中央市以外の方は、必ず住所地の市区町村役場へ、早急にお問い合わせください。

出生届を提出された方へご案内

出生届を提出された方は、下記を参考にされ、早めに手続きをされますようご案内申し上げます。
詳細は、各担当窓口へお問い合わせください。

確認	各種申請	備 考	申請に必要なもの	窓 口
	児童手当 ・特例給付	<p>出生後15日以内に、請求者※ (父または母)の住所地での申請が必要です。誕生月の翌月分から支給となります。</p> <p>ただし、公務員の方は職場での申請となります。</p> <p>※父または母のうち、所得の高い方が請求者となります。</p>	<p style="background-color: #e6f2ff;">〈はじめて申請される場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○請求者の健康保険証 ○請求者(及び配偶者)の個人番号のわかるもの ○印鑑(認印) ○請求者の通帳 <p style="background-color: #e6f2ff;">〈現在受給中の方の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○印鑑(認印) 	<p>[受付窓口]</p> <p>市民窓口センター 28-6013</p> <p>[担当窓口]</p> <p>こども課 28-6027</p>
	こども医療	<p>《入院・外来》</p> <p>中学校卒業月の3月末日まで。保険診療分の医療費個人負担分を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> □支給資格証を交付します。お子様の健康保険証交付後に申請して下さい。 □詳細は別紙参照(こども医療費助成制度について) 	<ul style="list-style-type: none"> ○印鑑(認印) ○個人番号のわかるもの(対象のお子さん、申請者となる保護者) <p style="background-color: #e6f2ff;">〈社会保険の方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証(出生児の氏名が入ったもの) <p style="background-color: #e6f2ff;">〈国民健康保険の方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険証 	<p>[受付窓口]</p> <p>市民窓口センター 28-6013</p> <p>[担当窓口]</p> <p>国保医療課 福祉医療係 28-6017</p>
	予防接種 健診など	<p>育児ノート(乳幼児健診問診票・受診票、予防接種券等)や、子育て応援券(おむつ券)を交付します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳(持参していない場合でも手続き可) ○手続きに来られた方の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等) 	<p>[受付窓口]</p> <p>四国中央市保健センター 28-6054 保健推進課川之江窓口 28-6214 保健推進課土居窓口 28-6350</p>
	障害年金の 子の加算	<p>父または母が障害年金受給中の方は、出生によって子の加算額が加算されます。この場合、届出が必要です。また、障害年金の子の加算額が児童扶養手当の額を下回る場合は、その差額分の児童扶養手当を受け取ることができますのでお問い合わせください。</p>		<p>[受付窓口]</p> <p>市民窓口センター (年金担当) 28-6018</p>

□ 四国中央市市民窓口センターまたは川之江・土居・新宮の窓口センターにおいても手続きが可能です。
お近くの各担当窓口へお問い合わせください。

<http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp> (四国中央市のホームページ)